

「まねきTV」「ロクラクⅡ」サービス概要

サービス提供者	株式会社永野商店	株式会社日本デジタル家電
サービス概要	利用者所有のロケーションフリー（ソニー製）を用い、ネットを介して放送番組を視聴できるようにするサービス。	利用者に貸与（or販売）したロクラクⅡ（サービス提供者製）を用い、放送番組を録画し、ネットを介して視聴できるようにするサービス。
サービス概念図	<p>サービス提供者@放送受信エリア内</p> <p>委託 委託 委託</p> <p>利用者がサービス提供者に</p> <p>送信指示</p> <p>1対1の送信 (ストリーミング)</p> <p>利用者の所有</p> <p>利用者A 利用者B 利用者C</p>	<p>サービス提供者@放送受信エリア内</p> <p>貸与 貸与 貸与</p> <p>サービス提供者が利用者に録画</p> <p>録画指示</p> <p>移動 (1対1)</p> <p>サービス提供者が利用者に貸与又は販売</p> <p>利用者X 利用者Y 利用者Z</p>

最高裁の判断(規範定立1)

- ①自動公衆送信は、公衆送信の一態様であり(法2条1項9号の5)、公衆送信は、送信の主体からみて公衆によって直接受信されることを目的とする送信(同項7号の2)をいう。
- ②送信可能化を規制の対象とした趣旨、目的は、公衆送信のうち、自動公衆送信が既に規制の対象とされていた状況の下で、現に自動公衆送信が行われるに至る前の準備段階の行為を規制することにある。
- ③公衆の用に供されている電気通信回線に接続することにより、装置に入力される情報を受信者からの求めに応じ自動的に送信する機能を有する装置は、これが予め設定された単一の機器宛に送信する機能しか有しない場合であっても、当該装置を用いて行われる送信が自動公衆送信であるといえるときは、自動公衆送信装置に当たるといふべきである。

最高裁の判断(規範定立2)

- ④自動公衆送信が、当該装置に入力される情報を受信者からの求めに応じ自動的に送信する機能を有する当該装置の使用を前提としていることに鑑みると、その主体は、当該装置が受信者からの求めに応じ情報を自動的に送信することができる状態を作り出す行為を行う者と解するのが相当であり、当該装置が公衆の用に供されている電気通信回線に接続しており、これに継続的に入力されている場合には、装置に情報を入力する者が送信の主体であると解するのが相当である。

ロクラクⅡ事件 概要

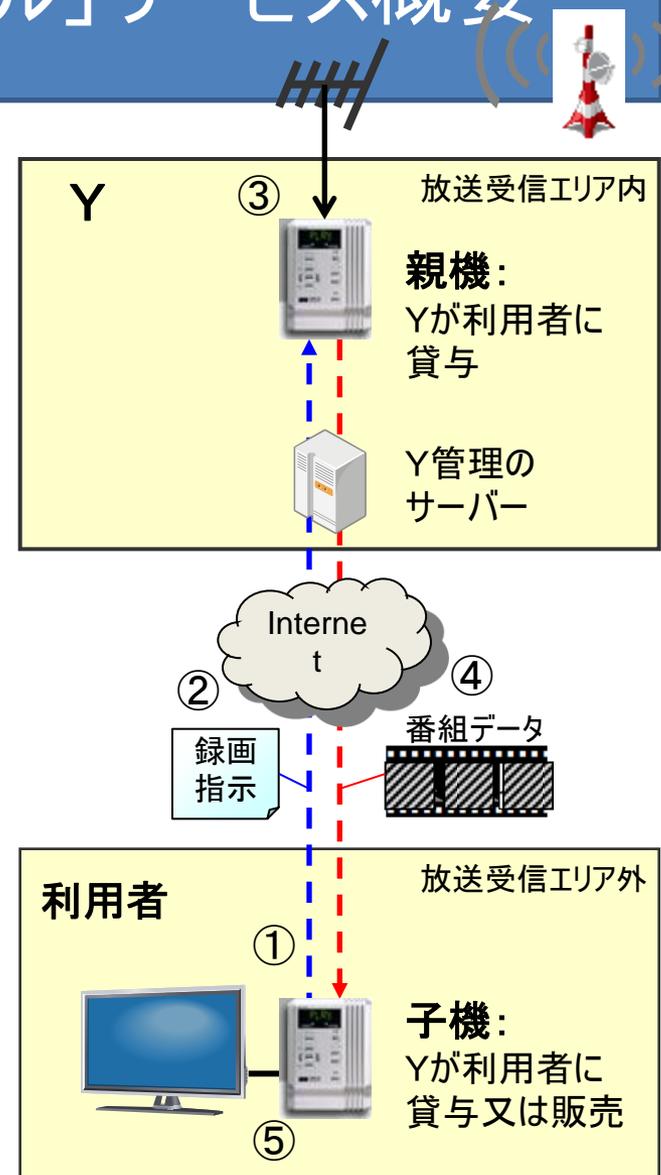
原告(Xら)	テレビ放送事業者10社 (NHK+在京民放キー局 5社+地方局 @静岡 4社)
被告(Y)	株式会社日本デジタル家電 @静岡県 浜松市
事案概要	Xらが、「ロクラクⅡビデオデッキレンタル」サービスを提供するYに対し、同サービスは、Xらが制作した放送番組及びXらが行う放送に係る音又は映像についての複製権を侵害するとして、放送番組等の複製の差止め、損害賠償等を求めた。
対象となる支分権	<ul style="list-style-type: none"> ・著作権者としての放送事業者(NHK+在京5社)の複製権(21条) ・著作隣接権者としての放送事業者(10社)の複製権(98条)
争点	上記サービスにおいて複製をしているのは誰か？(Yか？サービス利用者か？)

裁判経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・東京地決 '07/03/30 Xら*勝訴：放送番組等の複製差止めを認容。 ・東京地判 '08/05/28 Xら勝訴：放送番組等の複製差止めを認容。 親機廃棄、損害賠償請求の一部を認容。 ・知財高判 '09/01/27 Y勝訴：Y敗訴部分取消し。 Xらの請求及び付帯控訴を棄却。 ・最高一判 '11/01/20 原判決を破棄。知財高裁に差し戻し。 (機器の管理状況について更に審理するため)
*TBSとSBSのみ。	

「ロクラクⅡビデオデッキレンタル」サービス概要

- ◆ Yは、親子機能を有する2台1組のHDDレコーダー「ロクラクⅡ」を製造し、利用者に貸与又は販売。
- ◆ 「親機ロクラク」と「子機ロクラク」をインターネットを介して1対1で対応させることにより、日本国内（静岡又は東京）に設置した「親機」で録画された放送番組を、海外等に設置した「子機」で視聴できる。
 - ① 利用者は、「子機」で番組表を閲覧し、特定の放送番組について録画予約を指示。
 - ② その指示がインターネットを介し、Y管理のサーバーを経由して、「親機」に伝えられる。
 - ③ 「親機」には、アンテナで受信された地上波アナログ放送が入力されており、上記録画予約指示に基づき、自動的にHDDにデジタル録画。
 - ④ 「親機」は、録画終了後、番組データを「子機」に移動。（移動後、「親機」はデータ削除）
 - ⑤ 利用者は、「子機」を操作し、「親機」から移動し「子機」のHDDに蓄積された番組データを再生して視聴。
- ◆ 費用（税抜）
 - ・ 初期登録料：3,000円
 - ・ レンタル料金：月額6,500円（「子機」を販売*）
月額8,500円（親子共貸与）

* 40G: ¥79,800, 160G ¥99,800



最高裁の判断（行為主体について）－1

供する者（以下「サービス提供者」という。）が、その管理、支配下において、テレビアンテナで受信した放送を複製の機能を有する機器（以下「複製機器」という。）に入力して、当該複製機器に録画の指示がされると放送番組等の複製が自動的に行われる場合には、その録画の指示を当該サービスの利用者がするものであっても、サービス提供者はその複製の主体であると解するのが相当である。

すなわち、複製の主体の判断に当たっては、複製の対象、方法、複製への関与の内容、程度等の諸要素を考慮して、誰が当該著作物の複製をしているといえるかを判断するのが相当であるところ、上記の場合、サービス提供者は、単に複製を容易にするための環境等を整備しているにとどまらず、その管理、支配下において、放送を受信して複製機器に対して放送番組等に係る情報を入力するという、複製機器を用いた放送番組等の複製の実現における枢要な行為をしており、複製時におけるサービス提供者の上記各行為がなければ、当該サービスの利用者が録画の指示をしても、放送番組等の複製をすることはおよそ不可能なものであり、サービス提供者を複製の主体というに十分であるからである。

と述べ、本事案における複製実現へのYの関与の内容、程度を踏まえ、利益要件に触れず、管理支配要件のみ肯定し、Yは複製行為の主体であるとした。

※上記引用は、判決下線部。太字は、最高裁HPの判決要旨該当部。

最高裁の判断(行為主体について) - 2

「カラオケ法理」は、物理的、自然的には行為の主体といえない者について、規範的な観点から行為の主体性を認めるものであって、行為に対する管理、支配と利益の帰属という二つの要素を中心に総合判断するものとされているところ、同法理については、その法的根拠が明らかでなく、要件が曖昧で適用範囲が不明確であるなどとする批判があるようである。しかし、著作権法21条以下に規定された「複製」……等の行為の主体を判断するに当たっては、……単に物理的、自然的に観察するだけで足りるものではなく、社会的、経済的側面をも含め総合的に観察すべきものであって、このことは、著作物の利用が社会的、経済的側面を持つ行為であることからすれば、法的判断として当然のことであると思う。

このように、「カラオケ法理」は、法概念の規範的解釈として、一般的な法解釈の手法の一つにすぎないのであり、これを何か特殊な法理論であるかのようにみなすのは適当ではないと思われる。したがって、考慮されるべき要素も、行為類型によって変わり得るのであり、行為に対する管理、支配と利益の帰属という二要素を固定的なものと考えべきではない。この二要素は、社会的、経済的な観点から行為の主体を検討する際に、多くの場合、重要な要素であるということとどまる。

上記は、行為主体の判断基準に係る「カラオケ法理」の内容を変更したり否定せずに維持する一方で、同法理(の二要素)を唯一の判断基準とする考え方を否定。ケースバイケースで、社会的、経済的観点での考慮要素は変わり得るとし、本件で考慮した要素が今後も固定的に適用されるべきものでないことを示唆している。